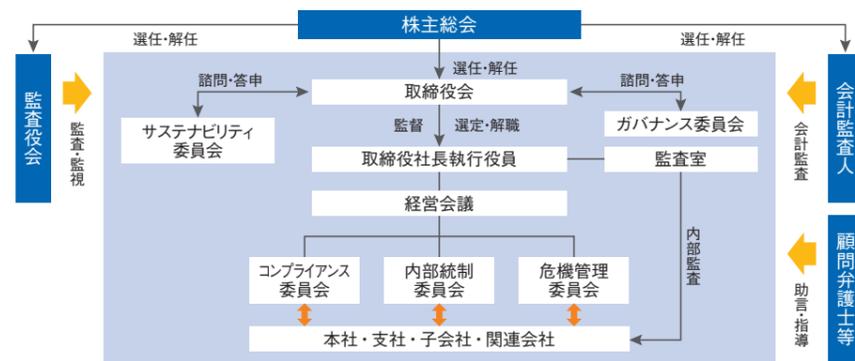


コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを「株主・取引先・従業員・社会に対する継続的な企業価値の増大を図るための経営統治機能」と位置づけています。従って、ステークホルダーのための利益を追求すると同時に、社会の構成員として法令・社会規範を遵守しつつ、適切な経営活動を推進する統治体制の確立に取り組んでおり、そのため取締役の任期を1年とするとともに、社外取締役を設置しています。また、取締役の業務執行を厳正に監視するため、監査役についても、その半数以上を社外監査役としています。

●コーポレート・ガバナンス体制図



代表取締役社長執行役員である加藤和弥を議長とする取締役会は取締役5名及び社外取締役3名の計8名で構成され、経営に関する決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と取締役の責任の明確化を図るための執行役員制度を採用することで、環境の変化に即応することができる経営体制を構築しています。また、取締役会の機能の独立性及び客観性と説明責任を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として独立社外役員が過半数を占めるガバナンス委員会を設置し、取締役会の諮問に応じて、主に代表取締役の選解任と取締役及び監査役候補の指名方針や選解任に関する事項、並びに、取締役の報酬等の決定方針や内容について審議し、取締役会に対して答申を行っています。本委員会は、取締役常務執行役員管理本部長である次家成典を委員長とし、代表取締役社長執行役員である加藤和弥、常勤監査役である池村昌人、呉田祐次の2名、独立社外取締役である八十川祐輔、海保理子、青木英彦の3名及び独立社外監査役である山村幸治、中村明日香の2名を委員とする計9名（内、独立社外役員5名）で構成しています。なお、本委員会の委員長は代表取締役を除く委員の中から本委員会の決議によって選定しています。

また、持続可能な社会の実現に貢献するとともに当社グループの持続的成長を目指すため、「脱炭素」「フードロス&ウェイスト」「資源循環」「多様な人財の活躍」の4つのマテリアリティ（重要課題）を特定し、課題の解決に向けて取り組むために、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長執行役員である加藤和弥を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しています。

そして、コンプライアンス担当取締役である取締役常務執行役員管理本部長の次家成典を委員長とするコンプライアンス委員会が、関連部署と連携して法令等遵守の強化を図っています。さらに、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図るため、取締役常務執行役員管理本部長である次家成典を委員長とする内部統制委員会を設置し、その整備・運用状況をチェックし、内部統制を推進しています。自然災害や食品事故等の経営リスク管理については、取締役専務執行役員営業本部長である中村考直を委員長とする危機管理委員会にて体制の整備・運用状況を確認しています。

また、当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役である池村昌人を議長とする監査役会の機能が十分に発揮されることが重要であると考え、社外監査役2名を招聘し計4名で構成しています。

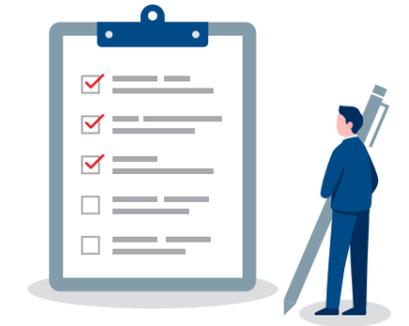
監査役は取締役会及びその他重要会議に出席し、客観的な視点で取締役の職務執行を監査しています。取締役社長執行役員直轄の監査室は、経理処理の正確性を検証し、各部門の業務と財産の実態を把握するとともに、不正・誤謬・脱漏等を発見、防止し、堅実経営の推進に努めています。

顧問弁護士には法律上の判断を必要とする場合に適時指導を受けています。

なお、会計監査人として監査法人と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けています。

コンプライアンスの概要

コンプライアンス推進体制の強化と法令その他の社会規範及び社内ルールを遵守した適正な業務運営のため、コンプライアンス委員会において決定した基本方針に基づき、グループ各社を含めた全従業員に対して以下の取組みを実施しています。



活動内容

コンプライアンス意識調査の実施（年1回）

従業員のコンプライアンス意識、会社の取組みへの評価などを確認しています。調査結果から課題を抽出し、対応策を検討してその改善にあたっています。なお、調査結果はイントラネット上で開示しています。

コンプライアンス研修

従業員を対象とした研修において、コンプライアンスに関するカリキュラムを用意し、継続したコンプライアンス教育に取り組んでいます。

各種ガイドラインの制定

従業員誰もが働きやすい環境を整備するため、コンプライアンス上重要なテーマに関してガイドラインを制定しています。ガイドラインでは具体例を用いて、業務運営上、意識すべきポイントを分かりやすく説明。ガイドラインの内容を周知・浸透させるため、定期的なアナウンスも行っています。



内部者通報制度

コンプライアンス・ホットライン

法令違反その他コンプライアンスに関する問題を早期に把握し、適切に対応するため、当社グループでは内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

通報内容は厳正に取り扱い、通報者の保護を徹底するとともに、通報を理由とした不利益が生じないよう確実に保証しています。



ポスター配布

コンプライアンス・ホットラインの認知向上を図るため、グループ会社を含む全事業所にポスターを配布しています。

